



熊本県公報

号外 第8号
令和元年(2019年)
7月1日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人事課) 1
○熊本県狂犬病予防法施行細則等の一部を改正する規則	(県政情報文書課) 1
○熊本県地下水保全条例施行規則の一部を改正する規則	(環境立県推進課) 6
○熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(環境保全課) 16
訓 令	
○熊本県公印規程及び熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令	(県政情報文書課) 16
○熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令	(") 17

規 則

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第4号

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則(平成27年熊本県規則第48号)の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「第91条第1項第2号」を「第100条の8第1項第1号」に、「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改め、同条第2号中「自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条に次の1号を加える。

- (3) 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第29条の10第1項の規定により知事が行うものとされた軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務 第1号に定める情報

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

熊本県狂犬病予防法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第5号

熊本県狂犬病予防法施行細則等の一部を改正する規則

(熊本県狂犬病予防法施行細則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「(日本工業規格A4)」を削る。

- (1) 熊本県狂犬病予防法施行細則(昭和25年熊本県規則第80号)別記第1号様式
- (2) 熊本県家畜改良増殖法施行細則(昭和26年熊本県規則第17号)別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第4号様式から別記第7号様式まで
- (3) 熊本県診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行細則を廃止する規則(昭和60年熊本県規則第6号)附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧熊本県診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行細則(昭和27年熊本県規則第28号)別記第1号様式及び別記第2号様式
- (4) 熊本県食品衛生法施行細則(昭和27年熊本県規則第53号)別記第1号様式、別記第1号様式の2及び別記第2号様式の2から別記第5号様式まで
- (5) 熊本県と畜場法施行細則(昭和29年熊本県規則第4号)別記第1号様式から別

- 記第6号様式その1まで
- (6) 農業協同組合法施行細則(昭和31年熊本県規則第26号)別記第1号様式から別記第27号様式まで
 - (7) 熊本県基準点測量成果の写の保管等に関する規則(昭和32年熊本県規則第2号)別記第1号様式及び別記第2号様式
 - (8) 熊本県クリーニング業法施行細則(昭和32年熊本県規則第32号)別記第2号様式の3、別記第7号様式及び別記第12号様式
 - (9) 熊本県分収造林指導規則(昭和35年熊本県規則第48号)別記第1号様式から別記第8号様式まで
 - (10) 理容師法施行細則(昭和39年熊本県規則第47号)別記第1号様式から別記第7号様式まで
 - (11) 美容師法施行細則(昭和39年熊本県規則第48号)別記第1号様式から別記第7号様式まで
 - (12) 熊本県工場等設置奨励条例施行規則(昭和39年熊本県規則第61号)別記第1号様式から別記第7号様式まで
 - (13) 熊本県製菓衛生師法施行細則(昭和42年熊本県規則第40号)別記第1号様式から別記第9号様式まで
 - (14) 熊本県生活保護法施行細則(昭和45年熊本県規則第34号)別記第17号の3様式及び別記第44号の2様式
 - (15) 熊本県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和52年熊本県規則第51号)別記第1号様式から別記第14号様式まで
 - (16) 熊本県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成3年熊本県規則第53号)別記第3号様式及び別記第7号様式
 - (17) 熊本県天草飛行場条例施行規則(平成12年熊本県規則第2号)別記第1号様式から別記第14号様式まで
 - (18) 知事が保有する行政文書の開示等に関する規則(平成13年熊本県規則第29号)別記第1号様式から別記第13号の2様式まで
 - (19) 知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則(平成13年熊本県規則第30号)別記第1号様式から別記第15号の2様式まで
 - (20) 熊本県解体工事業者の登録に関する規則(平成13年熊本県規則第39号)別記第1号様式
 - (21) 熊本県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(平成14年熊本県規則第11号)別記第1号様式、別記第3号様式から別記第9号様式まで及び別記第12号様式
 - (22) 熊本県毒物及び劇物取締法施行細則(平成14年熊本県規則第12号)別記第3号様式から別記第11号様式まで
 - (23) 熊本県覚せい剤取締法施行細則(平成14年熊本県規則第13号)別記第1号様式から別記第9号様式まで
 - (24) 熊本県大麻取締法施行細則(平成14年熊本県規則第14号)別記第1号様式、別記第3号様式から別記第8号様式まで
 - (25) 熊本県本人確認情報の開示等に関する規則(平成14年熊本県規則第75号)別記第2号様式から別記第7号様式まで
 - (26) 熊本県水産業協同組合法施行細則(平成27年熊本県規則第21号)別記第1号様式から別記第29号様式まで
- (栄養士法施行細則の一部改正)
- 第2条 栄養士法施行細則(昭和30年熊本県規則第15号)の一部を次のように改正する。
- 別記第1号様式備考中第4号を削り、第5号を第4号とする。
 - 別記第2号様式備考中第4号を削り、第5号を第4号とする。
 - 別記第3号様式備考中第4号を削り、第5号を第4号とする。
 - 別記第4号様式備考中第5号を削り、第6号を第5号とする。
- (熊本県収入証紙規則の一部改正)
- 第3条 熊本県収入証紙規則(昭和39年熊本県規則第19号)の一部を次のように改正する。
- 別記第1号様式(注)第3号を削る。
 - 別記第2号様式(注)を削る。
 - 別記第3号様式その1中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とし、同様式その2中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。
 - 別記第4号様式中「(注)用紙は、日本工業規格A4とします。」を削る。
 - 別記第7号様式中「(注)用紙は、日本工業規格A4とします。」を削る。
 - 別記第7号の2様式(注)を削る。
 - 別記第8号様式(注)を削る。
 - 別記第8号の2様式(注)を削る。
 - 別記第11号様式及び別記第12号様式中「(日本工業規格A列4番)」を削る。
 - 別記第13号様式(注)を削る。
 - 別記第14号様式(注)を削る。
 - 別記第15号様式(注)を削る。
- (熊本県立職業能力開発校規則の一部改正)

第4条 熊本県立職業能力開発校規則（昭和44年熊本県規則第73号）の一部を次のように改正する。
 別記第1号様式から別記第4号様式までの様式中「日本工業規格A4」を削る。
 （熊本県立自然公園条例施行規則の一部改正）

第5条 熊本県立自然公園条例施行規則（昭和47年熊本県規則第45号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式2記載上の注意第8号を削る。
 別記第1号の2様式2記載上の注意第8号を削る。
 別記第1号の3様式2記載上の注意第7号を削る。
 別記第1号の4様式2記載上の注意第7号を削る。
 別記第1号の5様式2記載上の注意第4号を削る。
 別記第2号様式1記載上の注意第3号を削る。
 別記第3号様式2記載上の注意第5号を削る。
 別記第3号の2様式2記載上の注意第5号を削る。
 別記第3号の3様式2記載上の注意第5号を削る。
 別記第4号様式2記載上の注意第5号を削る。
 別記第4号の2様式2記載上の注意第4号を削る。
 別記第5号様式その1の2記載上の注意第8号を削り、同様式その2の2記載上の注意第9号を削り、同様式その3の2記載上の注意第9号を削り、同様式その4の2記載上の注意第9号を削り、同様式その5の2記載上の注意第7号を削り、同様式その6の2記載上の注意第7号を削り、同様式その7の2記載上の注意第7号を削り、同様式その8の2記載上の注意第7号を削り、同様式その9の2記載上の注意第6号を削り、同様式その10の2記載上の注意第5号を削り、同様式その11の2記載上の注意第6号を削り、同様式その12の2記載上の注意第8号を削り、同様式その13の2記載上の注意第6号を削り、同様式その14の2記載上の注意第8号を削り、同様式その15の2記載上の注意第7号を削り、同様式その16の2記載上の注意第7号を削る。
 別記第7号様式2記載上の注意第4号を削る。
 別記第8号様式2記載上の注意第5号を削る。
 別記第9号様式2記載上の注意第5号を削る。
 別記第10号様式その1の2記載上の注意第7号を削り、同様式その2の2記載上の注意第3号を削り、同様式その3の2記載上の注意第5号を削り、同様式その4の2記載上の注意第6号を削り、同様式その5の2記載上の注意第8号を削り、同様式その6の2記載上の注意第6号を削る。
 別記第11号様式記載上の注意第7号を削る。
 別記第12号様式記載上の注意第7号を削る。
 別記第14号様式記載上の注意第5号を削る。
 別記第15号様式記載上の注意第5号を削る。
 別記第16号様式中記載上の注意第2号を削り、記載上の注意第1号を記載上の注意とする。

（熊本県職員等退職手当支給条例施行規則の一部改正）

第6条 熊本県職員等退職手当支給条例施行規則（平成9年熊本県規則第54号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式備考第4号を削る。
 別記第2号様式備考第4号を削る。
 別記第3号様式備考第3号を削る。
 別記第4号様式備考第3号を削る。
 別記第5号様式備考第3号を削る。
 別記第6号様式備考第3号を削る。
 別記第7号様式中備考第2号を削り、備考第1号を備考とする。
 別記第8号様式備考第3号を削る。
 別記第9号様式備考第3号を削る。
 別記第10号様式備考第3号を削る。
 別記第11号様式備考第3号を削る。

（熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正）

第7条 熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年熊本県規則第48号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中（備考）第1号を削り、（備考）第2号を（備考）とする。
 別記第1号の2様式（備考）中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。
 別記第2号様式（備考）を削る。
 別記第3号様式（備考）中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。
 別記第4号様式中（備考）第1号を削り、（備考）第2号を（備考）とする。
 別記第5号様式中（備考）第1号を削り、（備考）第2号を（備考）とする。
 別記第5号の2様式（備考）を削る。
 別記第5号の3様式（備考）中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

とする。
 別記第6号様式(備考)を削る。
 別記第7号様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。
 別記第8号様式(備考)を削る。
 別記第9号様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。
 別記第10号様式(備考)を削る。
 別記第11号様式(備考)中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号と

する。
 別記第12号様式(備考)を削る。
 別記第13号様式(備考)を削る。
 別記第14号様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。
 別記第15号様式(備考)を削る。
 別記第16号様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。
 別記第17号様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。
 別記第18号様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。
 別記第19号様式中(備考)第1号を削り、(備考)第2号を(備考)とする。
 別記第20号様式(備考)を削る。
 別記第21号様式(備考)中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号と

する。
 (熊本県環境影響評価条例施行規則の一部改正)
 第8条 熊本県環境影響評価条例施行規則(平成12年熊本県規則第56号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。
 別記様式第2号備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。
 別記様式第3号中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。
 別記様式第3号の2備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とす

る。
 別記様式第4号備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。
 別記様式第5号備考を削る。
 別記様式第6号備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。
 別記様式第7号備考を削る。
 別記様式第8号備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。
 別記様式第9号備考を削る。
 別記様式第10号備考を削る。

(熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例施行規則の一部改正)
 第9条 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例施行規則(平成16年熊本県規則第36号)の一部を次のように改正する。

別記様式(備考)を削る。
 (熊本県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部改正)

第10条 熊本県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成19年熊本県規則第35号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式備考第3号を削る。
 別記第2号様式備考第2号を削り、備考第1号を備考とする。
 別記第3号様式備考第3号を削る。
 別記第4号様式中備考第2号を削り、備考第1号を備考とする。
 別記第5号様式中備考第2号を削り、備考第1号を備考とする。
 別記第6号様式中備考第2号を削り、備考第1号を備考とする。
 別記第7号様式備考第3号を削る。

(熊本県医療法施行細則の一部改正)
 第11条 熊本県医療法施行細則(平成25年熊本県規則第59号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。
 別記第2号様式(注)第4号を削る。
 別記第3号様式(注)第3号を削る。
 別記第4号様式(注)第3号を削る。
 別記第5号様式(注)第3号を削る。
 別記第6号様式(注)第3号を削る。
 別記第7号様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。
 別記第8号様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。
 別記第9号様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。
 別記第10号様式(注)第3号を削る。
 別記第11号様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。
 別記第12号様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。
 別記第13号様式(注)第3号を削る。
 別記第14号様式(注)第3号を削る。
 別記第15号様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。

- 別記第16号様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。
- 別記第17号様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。
- 別記第18号様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。
- 別記第19号様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。
- 別記第20号様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。
- 別記第21号様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。
- 別記第22号様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。
- 別記第23号様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。
- 別記第24号様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。
- 別記第25号様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。
- 別記第26号様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。
- 別記第27号様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。
- 別記第28号様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。
- 別記第29号様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。
- 別記第30号様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。
- 別記第31号様式(注)第3号を削る。
- 別記第32号様式(注)第3号を削る。
- 別記第33号様式(注)第3号を削る。
- 別記第34号様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。
- 別記第35号様式(注)第3号を削る。
- 別記第36号様式(注)第3号を削る。
- 別記第37号様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。
- 別記第38号様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。
- 別記第39号様式(注)第3号を削る。
- 別記第40号様式(注)第3号を削る。
- 別記第41号様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。
- 別記第42号様式(注)を削る。
- 別記第43号様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。
- 別記第44号様式(注)を削る。
- 別記第45号様式(注)を削る。
- 別記第46号様式(注)を削る。
- 別記第47号様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。
- 別記第48号様式(注)を削る。
- 別記第49号様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。
- 別記第50号様式(注)を削る。
- 別記第51号様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。
- 別記第52号様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。
- 別記第53号様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。
- 別記第54号様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。
- 別記第55号様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。
- 別記第56号様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。
- 別記第57号様式中(注)第2号を削り、(注)第1号を(注)とする。

(熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例施行規則の一部改正)

第12条 熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例施行規則(平成26年熊本県規則第35号)の一部を次のように改正する。

- 別記第1号様式(注)を削る。
- 別記第2号様式(注)を削る。
- 別記第3号様式(注)中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。
- 別記第4号様式(注)を削る。
- 別記第6号様式中(注)第1号を削り、(注)第2号を(注)とする。
- 別記第7号様式(注)を削る。
- 別記第9号様式(注)を削る。
- 別記第10号様式中(注)第1号を削り、(注)第2号を(注)とする。
- 別記第11号様式(注)を削る。

(熊本県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部改正)

第13条 熊本県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則(平成30年熊本県規則第24号)の一部を次のように改正する。

- 別記様式その1〔備考〕中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同様式その2〔備考〕中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同様式その3〔備考〕中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同様式その4〔備考〕中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同様式その5〔備考〕中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同様式その6〔備考〕中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県地下水保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第6号

熊本県地下水保全条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県地下水保全条例施行規則（平成2年熊本県規則第56号）の一部を次のように改正する。
別記第8号様式を次のように改める。

別記第8号様式 (第13条の5関係)

地下水採取許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住所 (主たる事務所の所在地) 氏名 印 (法人等にあつては名称及び代表者の氏名) 電話 担当()

熊本県地下水保全条例第25条の3第1項の規定により、地下水の採取の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

Table with 2 columns: 様式 ※市町村 ※井戸番号 ※メッシュコード and 申請区分 1 新規申請

Main application form with sections: 地下水採取(予定)者, 揚水設備, 揚水機, 使用状況, and 添付書類 (揚水試験による地下水の水位の変化等の試験結果書, etc.)

- 備考 1 ※印欄は、記入不要です。 2 元号欄及び揚水機の種類欄は、該当する事項の番号を○で囲んでください。 3 地下水採取(予定)者氏名欄は、法人等にあつては名称及び代表者の氏名を記載してください。 4 地下水採取(予定)者住所欄は、法人等にあつては主たる事務所の所在地を記載してください。 5 地下水の用途欄は、地下水採取の用途コード表から選択して記載してください。

別記第11号様式を次のように改める。

別記第11号様式(第14条、第14条の2、第14条の4関係)

地下水採取(変更・廃止)届出書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 住所

(主たる事務所の所在地)

氏名 印

(法人等にあつては名称及び代表者の氏名)

電話 担当()

熊本県地下水保全条例第26条第1項(第27条第2項、第28条第1項)の規定により、地下水の採取について、次のとおり届け出ます。

様式	※市町村	※井戸番号	※メッシュコード	19	届出区分 1 新規届 2 変更届 3 廃止届
02					

(新規・変更届)

地下水採取者	地下水採取者氏名(漢字)												カナ氏名(カタカナ)																	
	郵便番号				地下水採取者住所(漢字)																									
	揚水設備の設置の場所(漢字)												採取開始(予定)年月日																	
揚水設備	地下水の用途												井戸を掘削した年		井戸の深度		井戸の内径		ストレーナー(採水管)の位置											
													3昭和 4平成 5令和		m		cm		第1ストレーナー				第2ストレーナー				第3ストレーナー			
													年		m		cm		m				m				m			
													3昭和 4平成 5令和		m		cm		から				から				から			
													年		m		cm		まで				まで				まで			
揚水機	井戸を掘削した時の水位												届出時の水位																	
	測定年月日						水位						測定年月日						水位											
	3昭和 4平成 5令和						年 月 日 m						3昭和 4平成 5令和						年 月 日 m											
	原動機の種類						揚水機の種類						吐出口の断面積						1分間当たりの最大吐出量											
1 水中ポンプ						2 渦巻ポンプ						3 その他()						cm ²						m ³						
使用状況	1日平均運転時間						午間運転(予定)日数						1日当たり平均採取(予定)量						揚水(予定)期間											
	時間						日 間						m ³						月 から 月 まで											

添付書類	新規届	1 揚水設備の設置の場所を示す図面 2 揚水設備の構造図 3 節水及び水利用に関する計画書
	変更届	揚水設備の構造図 ただし、揚水設備及び揚水機に関する事項を変更しようとする場合に限る。

(廃止届)

廃止	廃止年月日												理由 廃止した
	3昭和 年 月 日												
	4平成 年 月 日												
5令和 年 月 日													

- 備考 1 ※印欄は、新規届の際は記入不要です。
 2 届出区分、元号及び揚水機の種類欄は、該当する事項の番号を○で囲んでください。
 3 地下水採取者氏名欄は、法人等にあつては名称及び代表者の氏名を記載してください。
 4 地下水採取者住所欄は、法人等にあつては主たる事務所の所在地を記載してください。
 5 地下水の用途欄は、地下水採取の用途コード表から選択して記載してください。
 6 変更届の際は、変更しようとする項目のみ記載してください。

別記第12号様式を次のように改める。

別記第12号様式(第14条、第14条の2、第14条の4関係)

地下水採取(変更・廃止)届出書(自噴井戸)

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 住所

(主たる事務所の所在地)

氏名

印

(法人等にあつては名称及び代表者の氏名)

電話

担当()

熊本県地下水保全条例第26条第1項(第27条第1項、第28条第1項)の規定により、地下水の採取について、次のとおり届け出ます。

様式	※市町村	※井戸番号	※メッシュコード
11			

届出区分	1 新規届	2 変更届	3 廃止届
------	-------	-------	-------

(新規・変更届)

地下水採取(予定)者	地下水採取(予定)者氏名(漢字)										カナ氏名(カタカナ)											
	郵便番号					地下水採取(予定)者住所(漢字)																
自噴井戸	自噴井戸の設置の場所(漢字)															採取開始(予定)年月日						
																3昭和	年	月	日			
																4平成						
																5令和						
使用状況	地下水の用途	井戸を掘削した年	井戸の深度	井戸の内径	ストレーナー(採水管)の位置																	
		3昭和 4平成 5令和	年	m	cm	第1ストレーナー					第2ストレーナー					第3ストレーナー						
						m	/	m	m	/	m	m	/	m	m	/	m					
	吐出口の断面積	1分間当たりの吐出量																				
	cm ²	m ³																				
	1口平均採取時間	年間採取(予定)口数	1口当たり平均採取(予定)量	揚水(予定)期間																		
	時間	日間	m ³	月	から	月	まで															

添付書類	新規届	1 自噴井戸の設置の場所を示す図面 2 自噴井戸の構造図 3 節水及び水利用に関する計画書
	変更届	自噴井戸の構造図 ただし、自噴井戸の構造に関する事項の変更の場合に限る。

(廃止届)

廃止	廃止年月日										廃止理由
	3昭和 4平成 5令和	年	月	日							

- 備考
- ※印欄は、新規届の場合は記入不要です。
 - 届出区分欄及び元号欄は、該当する事項の番号を○で囲んでください。
 - 地下水採取(予定)者氏名欄は、法人等にあつては名称及び代表者の氏名を記載してください。
 - 地下水採取(予定)者住所欄は、法人等にあつては主たる事務所の所在地を記載してください。
 - 地下水の用途欄は、地下水採取の用途コード表から選択して記載してください。
 - 変更届の際は、変更しようとする項目のみ記載してください。

別記第13号様式を次のように改める。

別記第13号様式(第14条の3関係)

地下水採取変更許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住所 (主たる事務所の所在地) 氏名 印 (法人等にあつては名称及び代表者の氏名) 電話 担当 ()

熊本県地下水保全条例第27条の2第1項の規定により、変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

Table with 4 columns: 様式 (03), 市町村, 井戸番号, ※メッシュコード, 申請区分 (2 変更申請)

Main application form table with sections: 地下水採取者 (Before/After), 揚水設備 (Before/After), 揚水機 (Before/After), 使用状況 (Before/After)

備考 1 ※印欄は、記入不要です。

- 2 元号欄及び揚水機の種類欄は、該当する事項の番号を○で開いてください。
3 地下水採取(予定)者氏名欄は、法人等にあつては名称及び代表者の氏名を記載してください。
4 地下水採取(予定)者住所欄は、法人等にあつては主たる事務所の所在地を記載してください。
5 地下水の用途欄は、地下水採取の用途コード表から選択して記載してください。
6 変更前及び変更後の欄は、変更しようとする項目のみ記載してください。

添付書類 1 揚水試験による地下水の水位の変化等の試験結果書
2 地下水の利用に関する計画書
3 揚水設備の構造図
4 その他知事が必要と認める書類
※変更事項に関する書類を添付してください。

別記第14号様式を次のように改める。

別記第14号様式(第14条の3関係)

地下水採取許可変更(廃止)届出書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 住所
(主たる事務所の所在地)
氏名 印
(法人等にあつては名称及び代表者の氏名)
電話 担当()

熊本県地下水保全条例第27条の2第3項の規定により、地下水の採取について、次のとおり届け出ます。

様式	市町村	井戸番号	※メッシュコード	届出区分	2 変更届 3 廃止届
04					

(変更届)

地下水採取者	地下水採取者氏名(漢字)										カナ氏名(カタカナ)											
	郵便番号					地下水採取者住所(漢字)																
揚水設備	揚水設備の設置の場所(漢字)															採取開始(予定)年月日						
																3昭和	年	月	日			
																4平成						
																5令和						
	地下水の用途	井戸を掘削した年	井戸の深度	井戸の内径	ストレーナー(採水管)の位置																	
	3昭和	年	m	cm	第1ストレーナー				第2ストレーナー				第3ストレーナー									
	4平成				m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m						
	5令和				から	まで	から	まで	から	まで	から	まで	から	まで	から	まで						
井戸を掘削した時の水位					届出時の水位																	
測定年月日					水位					測定年月日					水位							
3昭和					年	月	日	m	4平成					年	月	日	m	5令和				
揚水機	原動機の出力		揚水機の種類			吐出口の断面積		1分間当たりの最大吐出量														
	KW		1 水中ポンプ 2 渦巻ポンプ 3 その他()			m ²		m ³														
使用状況	1日平均運転時間		年間運転(予定)日数		1日当たり平均採取(予定)量		揚水(予定)期間															
	時間		日間		m ³		月 から 月 まで															

(廃止届)

廃止	廃止年月日					た廃止理由
	4平成	年	月	日		
	5令和					

- 備考 1 ※印は、記入不要です。
 2 届出区分欄、元号欄及び揚水機の種類欄は、該当する事項の番号を○で囲んでください。
 3 地下水採取者氏名欄は、法人等にあつては名称及び代表者の氏名を記載してください。
 4 地下水採取者住所欄は、法人等にあつては主たる事務所の所在地を記載してください。
 5 地下水の用途欄は、地下水採取の用途コード表から選択して記載してください。
 6 変更届の際は、変更しようとする項目のみ記載してください。

別記第17号様式を次のように改める。

別記第17号様式(第14条の5関係)

地下水採取承継届出書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 住所
 (主たる事務所の所在地)
 氏名 印
 (法人等にあつては名称及び代表者の氏名)
 電話 担当()

特定採取者の地位を承継したので、熊本県地下水保全条例第28条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

様式	市町村	井戸番号	※メッシュコード
05			

被承継者	被承継者氏名(漢字)				カナ氏名(カタカナ)			
承継者	承継者氏名(漢字)				カナ氏名(カタカナ)			
	郵便番号		承継者住所(漢字)					
設置場所	揚水設備又は自噴井戸の設置の場所(漢字)							
備考	承継の理由				承継年月日			
					4平成	年	月	日
				5令和				

- 備考 1 ※印欄は、記入不要です。
 2 承継者氏名欄は、法人等にあつては名称及び代表者の氏名を記載してください。
 3 承継者住所欄は、法人等にあつては主たる事務所の所在地を記載してください。

別記第18号様式中

採取年		
4		

を

採取年		

に改める。

別記第19号様式中「提出者 住所」を「提出者 住所」に改め、同様式備考1中「(日本工業規格A4)」を削る。

別記第20号様式中「報告者 住所」を「報告者 住所」に改め、同様式備考1中「(日本工業規格A4)」を削る。

別記第21号様式を次のように改める。

別記第21号様式(第18条の2関係)

地下水涵養計画書

年 月 日

熊本県知事

様

提出者 千

住所

(主たる事務所の所在地)

氏名

印

(法人等にあつては名称及び代表者の氏名)

電話

担当()

熊本県地下水保全条例第35条第1項の規定により、地下水涵養計画について、次のとおり提出します。

様式	揚水設備の設置場所		年間採取量	m ³	
09					
井戸の番号及び本数(複数ある場合には全て記入)			地下水の用途	1 農業用	2 水産養殖用
				3 工業用	4 建築物用
				5 水道用	6 家庭用
		計 本		7 その他()	

涵養の方策	項目及び内容	涵養計画量
敷地内における涵養(雨水の地下浸透)①	<input type="checkbox"/> 雨水浸透ます 基、ますの大きさ、(種類:、内径 cm、深さ cm、屋根面積 m ²)	m ³ /年
	<input type="checkbox"/> 雨水浸透トレンチ(内径 cm、長さ m、面積 m ²)	m ³ /年
	<input type="checkbox"/> 透水性舗装又は緑化ブロック(面積 m ²)	m ³ /年
	<input type="checkbox"/> 雨水浸透側溝(深さ m、長さ m、面積 m ²)	m ³ /年
	<input type="checkbox"/> 緑地等(形態:、面積 m ²)	m ³ /年
	<input type="checkbox"/> 浸透型調整池(縦 m、横 m、深さ m、集水面積 m ²)	m ³ /年
	<input type="checkbox"/> その他	m ³ /年
	小 計 ①	m ³ /年
敷地外における涵養②	<input type="checkbox"/> 涵養林の整備(植林、間伐、下刈、その他、地域名:、植林年度:、植林場所(市町村名):、樹種:、取組の内容:、今後の計画:、植林面積 m ²)	m ³ /年
	<input type="checkbox"/> 水田湛水(地域名:、期間 月、面積 m ²)	m ³ /年
	<input type="checkbox"/> 米等の契約栽培(地域名:、面積 m ² 、収穫量 kg)	m ³ /年
	<input type="checkbox"/> その他	m ³ /年
	小 計 ②	m ³ /年
その他③	<input type="checkbox"/> 涵養対策に関する行事への参加等(内容:、回数:回、延べ人数:人)	
	<input type="checkbox"/> 涵養域産の作物の購入(地域名:、産地:、種類:、量 kg)	m ³ /年
	<input type="checkbox"/> その他(地下水涵養団体への協力 団体名:)	m ³ /年
	小 計 ③	m ³ /年
涵養計画量の合計(①+②+③)		m ³ /年
地下水採取量 ④	m ³ /年	涵養割合(①+②+③)÷④ %
特記事項		

備考 1 取組内容に応じて、□にチェックのうえ、その内容等を記入してください。
 2 内容のわかる写真、図面、資料等があれば適宜添付してください。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第18条の2関係)

地下水涵養計画実施状況報告書

年 月 日

熊本県知事

様

報告者 千

住所

(下たる事務所の所在地)

氏名

(法人等にあつては名称及び代表者の氏名)

電話

印

担当()

熊本県地下水保全条例第35条第3項の規定により、地下水涵養計画の実施状況について、次のとおり報告します。

様式	揚水設備の設置場所	年間採取量	m ³
10			
井戸の番号及び本数(複数ある場合には全て記入)		地下水の用途	1 農業用
			2 水産養殖用
			3 工業用
			4 建築物用
		5 水道用	6 家庭用
	計 本	7 その他()	

涵養の方策	項目及び内容	涵養実施量
敷地内における涵養(雨水の地下浸透)①	<input type="checkbox"/> 雨水浸透ます 基、ますの大きさ、(種類: 内径 cm、深さ cm、屋根面積 m ²)	m ³ /年
	<input type="checkbox"/> 雨水浸透トレンチ (内径 cm、長さ m、面積 m ²)	m ³ /年
	<input type="checkbox"/> 透水性舗装又は緑化ブロック (面積 m ²)	m ³ /年
	<input type="checkbox"/> 雨水浸透側溝 (深さ m、長さ m、面積 m ²)	m ³ /年
	<input type="checkbox"/> 緑地等 (形態: 、面積 m ²)	m ³ /年
	<input type="checkbox"/> 浸透型調整池 (縦 m、横 m、深さ m、集水面積 m ²)	m ³ /年
	<input type="checkbox"/> その他	m ³ /年
	小 計 ①	m ³ /年
敷地外における涵養②	<input type="checkbox"/> 涵養林の整備(植林、間伐、下刈、その他、地域名: 植林年度: 、植林場所(市町村名): 、樹種: 取組の内容: 、今後の計画: 、植林面積 m ²)	m ³ /年
	<input type="checkbox"/> 水田湛水 (地域名: 期間 月、面積 m ²)	m ³ /年
	<input type="checkbox"/> 米等の契約栽培 (地域名: 面積 m ² 、収穫量 kg)	m ³ /年
	<input type="checkbox"/> その他	m ³ /年
	小 計 ②	m ³ /年
その他③	<input type="checkbox"/> 涵養対策に関する行事への参加等 (内容: 、回数: 回、延べ人数: 人)	
	<input type="checkbox"/> 涵養域産の作物の購入 (地域名: 産地: 、種類: 、量 kg)	m ³ /年
	<input type="checkbox"/> その他(地下水涵養団体への協力 団体名:)	m ³ /年
	小 計 ③	m ³ /年
涵養実施量の合計(①+②+③)		m ³ /年
地下水採取量	④ m ³ /年	涵養割合(①+②+③)÷④ %
特記事項		

備考 1 取組内容に応じて、□にチェックのうえ、その内容等を記入してください。

2 内容のわかる写真、図面、資料等があれば適宜添付してください。

別記第24号様式中「提出者 住所」を「提出者 千住所」に改め、同様式備考1中「(日本工業規格A4)」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県地下水保全条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県地下水保全条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第7号

熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和47年熊本県規則第60号）の一
部を次のように改正する。

- 別表第1の1の項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同表7の項及び8の
項中「すべて」を「全て」に改める。
- 別記第1号様式中備考4を削り、備考5を備考4とする。
 - 別記第2号様式中備考2を削り、備考3を備考2とする。
 - 別記第3号様式中備考2を削り、備考3を備考2とする。
 - 別記第4号様式中備考2を削り、備考3を備考2とする。
 - 別記第5号様式中備考5を削り、備考6を備考5とする。
 - 別記第6号様式中備考5を削り、備考6を備考5とする。
 - 別記第7号様式中備考2を削り、備考3を備考2とする。
 - 別記第8号様式中備考2を削り、備考3を備考2とする。
 - 別記第9号様式中備考3を削り、備考4を備考3とする。
 - 別記第10号様式中備考6を削り、備考7を備考6とする。
 - 別記第11号様式中備考4を削り、備考5を備考4とする。
 - 別記第12号様式中「名前」を「名称」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とする。
 - 別記第13号様式中備考2を削り、備考3を備考2とする。
 - 別記第14号様式中備考2を削り、備考3を備考2とする。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第1号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県公印規程及び熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部
を改正する訓令を次のように定める。
令和元年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公印規程及び熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の
一部を改正する訓令

（熊本県公印規程の一部改正）

第1条 熊本県公印規程（昭和32年熊本県訓令甲第20号）の一部を次のように改正す
る。
別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第4号様式中「（日本工業規格A4）」を
削る。

（熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部改正）

第2条 熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令（昭和60年熊本県
訓令第2号）の一部を次のように改正する。

- 別記第1号様式中「備考用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とする。」
を削る。
- 別記第2号様式備考を削る。
- 別記第3号様式その1備考を削り、同様式その2中備考第1号を削り、備考第2号を
備考とし、同様式その2別紙備考を削り、同様式その3中備考第1号を削り、備考第2
号を備考とし、同様式その3別紙備考を削り、同様式その4備考を削り、同様式その5
中備考第1号を削り、備考第2号を備考とし、同様式その5別紙備考を削り、同様式そ
の6中備考第1号を削り、備考第2号を備考とし、同様式その6別紙備考を削る。
- 別記第4号様式中「備考用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とする。」
を削る。
- 別記第5号様式備考を削る。
- 別記第6号様式その1備考第3号及び同様式その2備考第3号を削り、同様式その3
中備考第2号を削り、備考第1号を備考とする。
- 別記第8号様式備考を削る。

別記第9号様式備考を削る。
 別記第12号様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。
 別記第13号様式備考を削る。
 別記第15号様式備考を削る。
 別記第16号様式その1備考を削り、同様式その2中備考第1号を削り、備考第2号を備考とし、同様式その2別紙備考を削る。
 別記第17号様式その1中「備考用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とする。」を削り、同様式その2中備考第1号を削り、備考第2号を備考とし、同様式その2別紙備考を削る。
 別記第18号様式中「備考用紙の大きさは、いずれも日本工業規格に定めるA列4番とする。」を削る。
 別記第19号様式その1中備考第1号を削り、備考第2号を備考とし、同様式その2中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。
 別記第20号様式その1中備考第1号を削り、備考第2号を備考とし、同様式その2中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。
 別記第21号様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。
 別記第29号様式備考を削る。
 別記第30号様式備考を削る。
 別記第31号様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とし、同様式その2中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。
 別記第32号様式備考を削る。
 別記第34号様式備考を削る。
 別記第35号様式備考を削る。
 別記第36号様式備考を削る。
 別記第59号様式中「備考用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とする。」を削る。
 附 則
 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

**熊本県訓令第2号
 熊本県公営企業管理規程第5号**

本庁各部（公室・局）課（グループ）
 各 地 方 出 先 機 関 局
 企 業 局

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和元年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令
 熊本県行政文書管理規程（平成24年熊本県訓令第9号、平成24年熊本県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。
 別記第1号様式から別記第5号様式まで、別記第7号様式、別記第8号様式、別記第17号様式及び別記第18号様式中「(日本工業規格A4)」を削る。

附 則
 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。